

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 入札説明書 変更対照表

番号	頁・項	変更前	変更後
1	目次 3 ページ 目	<p>添付書類</p> <p>別紙</p> <p>別紙 1 対象施設の立地条件</p> <p>別紙 2 本事業の対象施設</p> <p>別紙 3 市と事業者間の業務分担</p> <p>別紙 4 維持管理運営業務サービス対価</p> <p>別紙 5 配付資料リスト</p>	<p>添付書類</p> <p>別紙</p> <p>別紙 1 対象施設の立地条件</p> <p>別紙 2 本事業の対象施設</p> <p>別紙 3 市と事業者間の業務分担</p> <p>別紙 4 維持管理運営業務サービス対価</p> <p>別紙 5 配付資料リスト</p> <p><u>別紙 6 配付資料（追加）リスト</u> (追加)</p>
2	P11 第Ⅲ章 (6)	<p>(6) 下水汚泥等の譲与</p> <p>希望者に対し、下水汚泥等を譲与する。</p> <p>ア 対象なる下水汚泥等</p>	<p>(6) 下水汚泥等の譲与</p> <p>希望者に対し、下水汚泥等を譲与する。</p> <p>ア 対象<u>と</u>なる下水汚泥等</p>
3	P10～11 第Ⅲ章 (7)		<p>(項目追加)</p> <p>(7) 資料配付(追加)</p> <p>参加表明書及び資格確認申請書を提出した事業者に対し提案内容の検討に必要な資料を配付する。</p> <p>ア 資料配付申込期限及び申込方法</p> <p>令和4年6月13日(月)午前9時から令和4年6月15日(水)午後5時までに、「資料配付(追加)申込書(様式20)」及び「守秘義務の遵守に関する誓約書(様式21)」に必要事項を記入のうえ、電子メールの添付ファイルとして、「第 IX 章 2 (2) 問合せ先に</p>
4	P12～13 第Ⅲ章		<p>(項目追加)</p>

	(8)		<p>記載のアドレス」に提出する。なお、電子メールは、社用のアドレスから送信し、送信後に「第 IX 章 2 (2) に記載の問い合わせ先」に電話で着信確認を行うこと。</p> <p>イ 資料配付期間</p> <p>令和4年6月20日 (月) 午前9時から令和4年6月24日 (金) 午後5時までの期間において、資料配付の日程を申込書に記載した日程の中から市で調整を行い事業者へ通知する。</p> <p>ウ 資料配付方法</p> <p>(ア) DVD-Rに「別紙6 配付資料 (追加) リスト」に記載のデータを収めて配付する。</p> <p>(イ) 配付資料は、「第 IX 章 2 (2) 問合せ先」での受取りを基本とするが、郵送 (着払い) での受取りも可能とする。その際は、送付先の郵便番号、住所、受取人の氏名、電話番号等必要事項を「第 IX 章 2 (2) 問合せ先に記載のアドレス」に電子メールで伝えること。なお、電子メールは、社用のアドレスから送信し、送信後に「第 IX 章 2 (2) 問合せ先」に電話で着信確認を行うこと。</p> <p>エ 配付資料 (追加) の廃棄方法</p> <p>配付資料 (追加) の利用期間は、提案書受付期限の日とし、それまでに配付を受けたDVD-R、複製データ及び印刷物は、事業者の責任において廃棄処分とし「配付 (追加) を受けた資料の破棄報告書 (様式22)」に廃棄方法等を記入・押印の上、「第 IX 章 2 (2) 問合せ先」に持参若しくは郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は当日の消印を有効とする。</p> <p>オ 留意事項</p> <p>(ア) 配付資料をいかなる場合も第三者 (構成員・協力企業を除く) に開示することは認めない。ただし、申請人の社内に関し限り配付資料の共有は認める。</p> <p>(イ) 守秘義務に違反し、第三者に配付していることが判明した場合は、入札参加の資格を取消すことがある。</p> <p>カ 提出書類</p> <p>資料配付 (追加) 申込書 (様式20) 守秘義務の遵守に関する誓約書 (様式21) 配付 (追加) を受けた資料の破棄報告書 (様式22)</p> <p>8) 再生水等の譲与</p> <p>参加表明書及び資格確認申請書を提出した事業者に対し、再生水等を配付する。</p> <p>ア 対象となる再生水等</p> <p>(ア) 再生水 (砂ろ過水) (イ) 二次処理水 (ウ) 工水 (エ) 高分子凝集剤</p>
--	-----	--	--

			<p>イ 譲与の目的</p> <p>再生水等の譲与は、事業者が応募資料の作成に必要な再生水等に含まれる成分分析を行い、データ収集することを目的とする。</p> <p>ウ 申込期限及び申込方法</p> <p>令和4年6月13日（月）午前9時から令和4年6月15日（水）午後5時までに、「再生水等の譲与申込書（様式10）」に必要事項を記入のうえ、電子メールの添付ファイルとして、「第 IX 章 2（2）問合せ先に記載のアドレス」に提出する。なお、電子メールは、社用のアドレスから送信し、送信後に「第 IX 章 2（2）問合せ先」に電話で着信確認を行うこと。</p> <p>エ 再生水等の譲与場所</p> <p>（ア）舞洲スラッジセンター</p> <p>住所：〒554-0041 大阪市此花区北港白津 2-2-7 電話：06-6460-2830</p> <p>（イ）平野下水処理場</p> <p>住所：〒547-001 大阪市平野区加美北 2-6-69 電話：06-6686-5123(南部方面管理事務所設備課)</p> <p>※ 再生水等の譲与は、舞洲スラッジセンター、平野下水処理場いずれか一方のみも可能とする。</p> <p>オ 再生水等の譲与可能な期間</p> <p>「再生水等の譲与申込書（様式10-1）」に記載の第3希望までの中から市で調整を行い事業者へ通知する。なお、下水処理場の運転状況により、再生水等の試料採取が困難となる場合は、試料採取日の日程調整を行うことがある。</p> <p>カ 再生水等の譲与方法</p> <p>試料採取箇所については、本市、指定場所とする。</p> <p>キ 遵守事項</p> <p>（ア）再生水等は、市立会の下に、事業者が自らの責任により採取することを基本とするが、事業者の安全確保のため、本市が採取することもある。なお、試料採取に必要な採取容器等は事業者が準備する。</p> <p>（イ）譲与された再生水等は、本事業の応募資料作成のため以外の目的に使用してはならない。</p> <p>（ウ）再生水等の分析結果並びに譲与された再生水等を使用した実験、研究結果については、「再生水等の譲与申込書」に記載した「再生水等の成分分析結果を共有する企業」以外に共有してはならない。</p> <p>（エ）譲与された再生水等の処理処分については、関係法令を遵守すること。</p> <p>ク 提出書類</p>
--	--	--	---

5	P14～18 第Ⅲ章 (9)～ (16)	<p>(項タイトルのみ抜粋)</p> <p><u>(7)</u> 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明</p> <p><u>(8)</u> 現地見学会の開催</p> <p><u>(9)</u> 入札書の提出</p> <p><u>(10)</u> 提案書の提出</p> <p><u>(11)</u> 開札の日時及び場所</p> <p><u>(12)</u> 基礎審査結果の通知</p> <p><u>(13)</u> 提案書の内容に関する説明会の実施</p> <p><u>(14)</u> 落札者の決定・公表</p>	<p>(項タイトルのみ抜粋)</p> <p><u>(9)</u> 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明</p> <p><u>(10)</u> 現地見学会の開催</p> <p><u>(11)</u> 入札書の提出</p> <p><u>(12)</u> 提案書の提出</p> <p><u>(13)</u> 開札の日時及び場所</p> <p><u>(14)</u> 基礎審査結果の通知</p> <p><u>(15)</u> 提案書の内容に関する説明会の実施</p> <p><u>(16)</u> 落札者の決定・公表</p> <p style="text-align: right;">(資料追加に伴う項番号の修正)</p>
6	P25 第Ⅲ章 5(1)コ	<p>入札参加者の構成員及び協力企業の変更について、資格確認申請書受付以降は原則として認めない。但し、資格確認基準日以降、<u>提案書受付までの間</u>、やむを得ない事情が生じた場合は、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合には、追加及び変更を認めることがある。</p>	<p>入札参加者の構成員及び協力企業の変更について、資格確認申請書受付以降は原則として認めない。但し、資格確認基準日以降、<u>提案書の受付までの間及び、落札者の決定以降、事業契約の締結までの間については</u>、やむを得ない事情が生じた場合は、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合には、追加及び変更を認めることがある。</p>
7	P30 第Ⅲ章 7(4)イ	<p>イ 事業<u>家役</u>の締結時期</p>	<p>イ 事業<u>契約</u>の締結時期</p>
8	P38 第Ⅶ章 2(3) イ・ウ	<p>イ 一定の期間内に上記アの協議が整わないときは、<u>市又は事業者</u>は、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができるものとする。</p> <p>ウ 上記イの規定により<u>市又は事業者</u>が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。</p>	<p>イ 一定の期間内に上記アの協議が整わないときは、<u>市</u>は、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができるものとする。</p> <p>ウ 上記イの規定により<u>市</u>が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。</p>

9	別紙6 P16		<u>別紙6 配付資料（追加）リスト</u>			
			番号	分類	名称	備考
			1	共通	送泥配管洗浄実績	
			2		此花下水処理場再生水設備停止実績	
			3		下水道事業におけるCO2排出量の推移	
			4	土木 建築	平野下水処理場汚染土壌調査報告書及び土質調査報告書	
			5		舞洲スラッジセンター構造計算書（追加）	
6	舞洲スラッジセンター緑地帯に関する資料					
7	舞洲スラッジセンター建築確認申請書類					
				(資料追加)		